

銚田・大洗広域事務組合職員分限懲戒等審査委員会規程

令和3年4月1日訓令第5号

(設置)

第1条 銚田・大洗広域事務組合職員の分限及び懲戒等に関する処分について、その公正を期するため、銚田・大洗広域事務組合職員分限懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定に基づく職員の意に反する降任及び免職の処分に関する事項
- (2) 地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分に関する事項
- (3) その他管理者が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は副管理者とし、委員は職員のうちから管理者が任命する。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に参与することはできない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。